

■ 過疎地域で起業される方を応援します!!

大町市過疎地域起業者育成支援事業補助金(概要)

1 趣旨

過疎地域内(八坂・美麻)の産業振興と定住促進の推進により地域の活性化を図るため、個人等が新たな事業を起こす場合に必要な経費に対して補助金を交付します。

2 対象者

- (1) 過疎地域内で起業する者であって、同地域に住所を有し、又は住所を有することを予定するもので、申請時において50歳以下のもの
- (2) 起業時において、主たる事業者となる者
- (3) 大町市創業支援協議会の相談窓口において、起業のための指導を受けた者
- (4) 市税等の滞納がない者

3 内容

(1) 研修費補助金

新たに事業を始めること(起業)を目的に研修する場合、研修に要する経費に対して、月額20万円以内で最長12ヶ月間補助します。

(2) 事業所開設費補助金

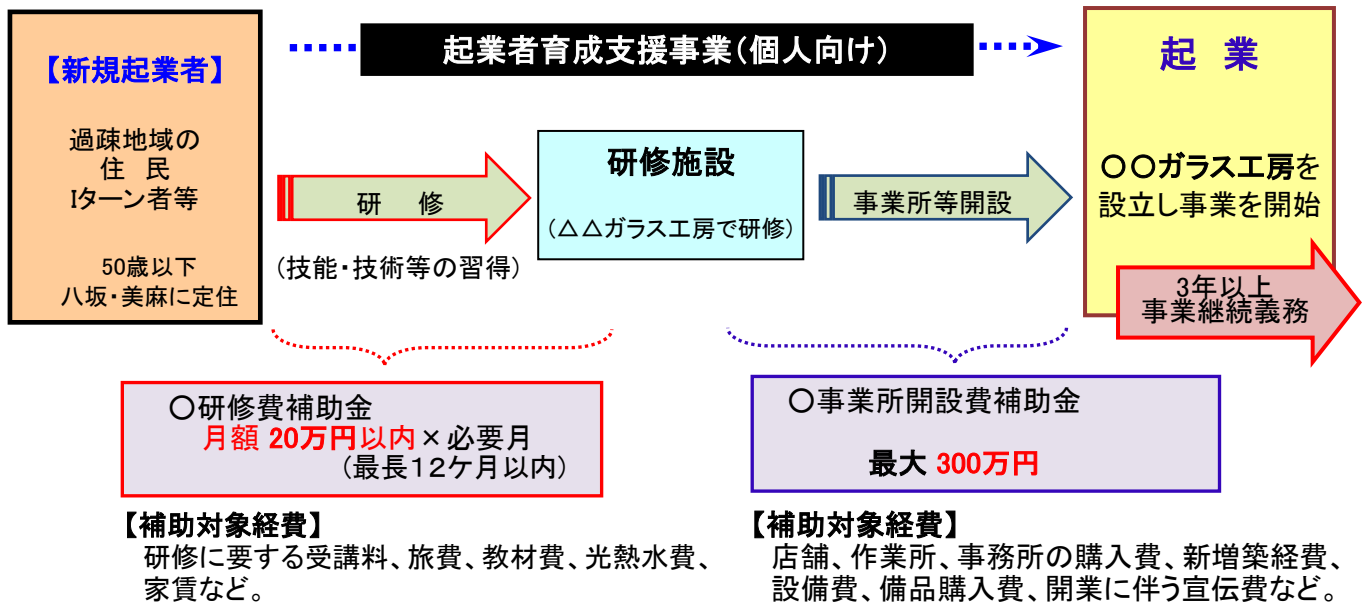
工房、事業所等を新たに開設する場合の経費を、300万円以内で補助します。

※補助金の交付は、同一の者につき、それぞれ1回限りとする。

研修終了後、又は事業所等の開設後、遅滞なく起業し、3年以上継続すること。

市、県等の他の制度に基づく補助を受けている経費は、補助金の対象とならない。

4 制度の仕組み (イメージ)



※ 同一年度内に、研修費と事業所等開設経費を併用することも可能。

5 申請書類

- (1) 申請書(様式1号)
- (2) 実施計画書(様式2号)
- (3) 収支予算書
- (4) 起業計画書など

6 実績報告と補助金請求

補助対象事業が完了後、以下の書類を提出し、確定後、補助金の請求を行ってください。

- (1) 実績報告書(様式8号)
- (2) 収支決算書 など

※事業期間中に補助金の交付を希望する場合には、概算払いのお手続きを行ってください。

【問い合わせ】

大町市八坂支所 総務係 〒399-7301 長野県大町市八坂1108番地1 TEL 0261-26-2001

大町市美麻支所 総務係 〒399-9101 長野県大町市美麻11810番地イ TEL 0261-29-2311